

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 19 日付けで実施機関に対し、「2016 年 7 月以降の沖縄県へ派遣された千葉県警機動隊に関する文書」として開示請求書に記載された計 15 件について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、「千葉県警から沖縄県警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の書類」他 6 件について、該当する資料が存在しないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、公文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 6 月 6 日付沖公委（備二）第 17 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、平成 30 年 9 月 3 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和元年 7 月 8 日付沖公委（備二）第 18 号及び沖公委（広相）第 15 号により沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

当時の高江の警備活動について、住民らによる抗議運動が行われ、それに対し警察職員が法的根拠なく違法に住民を勾留したり、過剰な警備活動を行っていたこと等が多数の報道により明らかになっていた状況からすれば、当然、警察の立場からは、当時の状況を前提にした警備活動の支障の有無、程度、それに対する警備活動の適法性や警備方針といった事項の検討、協議が当然になさされているべきところであるが、そのような記録が一切ないというのは、何らの警備活動の適法性等の根拠を調査検討することもなく、漠然と報道で明らかにされたような活動を行っていたことを警察自ら自認するようなものである。

そのような事態は、警察法第1条により「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営」を目的に、同法第2条第1項により、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ」られていること及び第2項の「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中性を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」とする原則との整合性も含めて、警備活動の適法性を事後的にも検証ができないことを意味するのであり、ひいては、これらの警察法の目的や警察の責務にも反する事態という他ない。

第4 実施機関の弁明書等（要旨）

審査請求に対する実施機関の弁明及び審査会から実施機関へ文書の再検索の依頼に対する回答は、概ね次のとおりである。

以下、本件決定の妥当性について、請求ごとに弁明する。

ア 「8 千葉県警から沖縄県警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の文書」の請求の趣旨は、沖縄県警が、派遣された千葉県警機動隊に対して要請や連絡を行った際の記録と解され

る。

「沖縄県警察における文書の管理に関する訓令（平成 14 年 6 月 28 日沖縄県警察本部訓令第 15 号）」第 23 条において、「電話又は無線電話で受理した事項は、電話通信用紙に記載して処理しなければならない。ただし、軽易な事項に関するものは、この限りでない。」としている。

係る連絡は、無線、電話等で簡易な事項に関するものしか行っていないことから、文書は作成していない。

イ 「9 沖縄県知事および沖縄県議会への報告や協議についての記録」について、派遣された千葉県警機動隊について、沖縄県知事や沖縄県議会に報告や協議を行うことを定めた規定はないことから、係る報告や協議は行っていない。よって、文書は作成していない。

ウ 「10 今回の千葉県警への派遣要請をするか否かの判断について確認できる文書」については、公文書部分開示決定通知書（平成 30 年 6 月 6 日付け、沖公委（備二）第 15 号）で部分開示した公文書により、派遣を要請するか否かを判断しており、同文書が本件文書に該当する。

エ 「11 高江への派遣以降現在まで沖縄県警での警備の支障の有無についての協議の記録」について、請求人が主張する協議を行うことを定めた規定はないことから、係る状況説明は行っていない。よって、文書は作成していない。

オ 「12 他県からの機動隊派遣に関する沖縄県民に対してのこれまでの状況説明と今後の説明予定」については、請求人が主張する状況説明を行うことを定めた規定はないことから、係る協議は行っていない。また、今後の予定もないため文書は作成していない。

カ 「14 2014 年から今日までの、千葉県からの派遣を受け入れたことに関する記録（派遣受入人数、費用含む）」、「15 2014 年から今日までの、千葉県警起動からの派遣延人数と費用」については、公文書部分開示決定通知書（平成 30 年 6 月 6 日付け、沖公委（備二）第 15 号）で部分開示した文書しか作成していない。また、派遣延べ人数や費用に関する文書を作成することを定めた規定はないことから文書は作成していない。

以上のことから、文書を作成・取得していないため、不存在による不開示決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

第 5 審査会の判断理由

審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「千葉県警から沖縄県

警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の文書」他6件について、記録された文書及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。

その結果、当該確認に対する実施機関の「公文書部分開示決定通知書（平成30年6月6日付け、沖公委（備二）第15号）で部分開示した文書しか作成していない」等の回答を受けて、記録された文書及びこれに相当する文書は存在しないことを確認した。

よって、実施機関による該当する資料がなお存在しなかったと判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった「千葉県警から沖縄県警への派遣された千葉県警機動隊に関する要請やその他連絡を記録した一切の書類」他6件の文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年7月8日	諮問書受理
令和元年8月9日	審議（第306回）
令和元年10月9日	審議（第308回）
令和元年11月20日	審議（第309回）